

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB組合（以下「事業場」という。）に雇用され、商品の積み込み、運搬作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、午前〇時の作業開始と同時に冷蔵製品の運搬作業をしていたところ、左腕に痛みを感じ、作業が続くにつれ、激痛が走るようになり、作業に支障が出るようになったという。

請求人は、同日、C医院に受診し、「左肩関節周囲炎」と診断され、翌日、D病院に転医し、「左上腕筋膜炎」（以下「本件疾病」という。）と、同月〇日、E病院に受診し、「左上腕筋膜炎」と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、長期間にわたり冷蔵製品の積込みや運搬の作業に従事したことが原因で、本件疾病を発症した旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件疾病は、左肩関節から上腕にかけて発生した上肢障害であり、上肢障害の業務起因性の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としては、その取扱いは妥当なものであると考えるので、認定基準に基づき検討する。

(3) 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであることについて、請求人は、平成〇年〇月中旬頃から主として〇〇ラインで積込作業や運搬作業を行うことになり、同年〇月〇日に左上肢の痛みを訴えてC医院に受診しており、専ら〇〇ラインで積込作業等を行うようになってから約〇か月後に上肢障害が出現したことになる。したがって、当該要件を満たしているとは判断する。

(4) 発症前に過重な業務に従事したことについて、同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加したことについては、当審査会としては、請求人と比較することが相当と思料される対象者はいないと判断する。

次に、業務量の増加の有無について、〇〇ラインにおける発泡スチロール製の箱取扱い個数の状況をみると、調査結果復命書によれば、1日当たりの取扱い箱数は日々変動しているものの大きな差異は認められず、また、1日の労働

時間単位ごとの業務量の推移については、調査結果がなく不明であるが、当審査会としては、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量より大幅に増加した旨の申述もないことから、1日当たりの取扱い箱数にも大きな差異がないことを併せ考慮すると、認定基準の要件には該当しないと判断する。

認定基準によれば、「過重な業務の判断」に当たっては、業務量の面から過重な業務とは直ちに判断できない場合であっても、通常業務による負荷を超える一定の負荷が認められ、長時間作業、連続作業、他律的かつ過度な作業ペース、過大な重量負荷、力の発揮、過度の緊張、不適切な作業環境の要因が顕著に認められる場合には、それらの要因も総合して評価することとされている。この点、請求人において通常業務による負荷を超える一定の負荷があったとは認められないものの、念のため、上記の要因に該当するか否かを検討したが、いずれの要因も認められなかった。

したがって、当審査会としても、請求人の発症前の業務量については、過重な業務に従事したとは認められないと判断する。

- (5) 過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められることについて、F医師は、「平成〇年〇月〇日の初診時、同月〇日夜より左肩痛があるとの申立てがあり、その時の主訴は左上肢痛であった。業務との関係については不詳である。」と述べ、G医師は、「平成〇年〇月〇日の初診時、〇日前から左肩～上腕の疼痛があり、疼痛が増強してきたため受診したとのこと。左上腕に腫脹、圧痛があり、上腕二頭筋の作動により疼痛が増強した。検査の結果、上腕周囲径が右26.5cm左28.5cmと左上腕の腫脹が認められた。左上腕筋膜炎と診断した根拠は、他院でエックス線写真上異常なしと言われていること、筋の断裂なら出血もあると思われるがそれが診られなかったこと、筋肉部に強い圧痛がみられることからである。業務との関係については、業務に関連したものと考えるのが妥当であると考え。」と述べている。

また、H医師は、「平成〇年〇月〇日の初診時に同月〇日より左上腕部痛が出現して次第に増強したとの申立てがあり、初診時にも上腕部痛の訴えがあったが、特に異常は認められなかった。業務との関係については、初診のみであり、初診時に異常が無いため回答は困難である。」と述べている。

I医師は、「左上肢は、関節可動域に障害はなく、肩の部分では右に比して

明らかに肥厚しているが、腫脹や浮腫でもなく、発赤・熱感もなく、圧痛もない。その状態は平成〇年〇月〇日にG医師が左上腕で2 cmの腫脹と診断していることからすれば、当時既に発生していたことであり、このような状態は外傷に起因して発症することは全く考え難い。」と述べている。

上記医師の所見では、G医師のみが左上腕部の疾患の発症と業務との関連を認める意見を述べているが、同医師は、請求人を診察したのは初診のみであり、請求人の業務内容を子細に検討した上で業務との関連性を認める意見を述べたとは到底考えられず、また、上述のように請求人の従事した業務は過重なものではなかったと認められ、同医師の意見については直ちには採用することはできない。

したがって、過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められることには該当しない。

(6) したがって、当審査会としては、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求人の意見書及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。